

## 虐待防止 ミニテスト

問 1. 障害者虐待防止法に書かれている虐待の種類を、思いつく限り挙げてください。

問 2. 下記文章につき、正しいければ○を、間違っていれば×、どちらともいえなければ△を付けて下さい。

- (1) 虐待をした職員は、虐待罪により逮捕・処罰される。
- (2) 一回の不適切な行為でも、虐待と認定される可能性がある。
- (3) 知的障害の利用者が相手であれば心理的虐待が成立することは無い。
- (4) 実習生や派遣職員も、施設で虐待を発見した場合行政に通報する義務を負う。
- (5) 施設には、虐待発生時に役所に所定の虐待報告書を提出する義務がある。
- (6) 虐待容疑で逮捕・起訴された職員は、施設として懲戒処分しなければならない。
- (7) 違法な身体拘束は、身体的虐待に当たる。
- (8) 4点柵のベッドは身体拘束だが、3点柵であれば身体拘束ではない。
- (9) 全身まひで動けない利用者を、車椅子から落ちないように安全ベルトで固定することは、身体拘束には該当しない。
- (10) 身体拘束をする際は、常に事前に利用者の家族に報告し同意を得なければならない。

問 3. 身体拘束が例外的に許容されるための三要件を書いてください。

問 4. なぜ安易な身体拘束や虐待をしてはいけないのでしょうか。自分の考えを記載してください。

以上、お疲れ様でした。